

**諮問第134号の答申**  
**商業動態統計調査の変更について（案）**

本委員会は、諮問第134号による商業動態統計調査に係る変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

**1 本調査計画の変更**

**(1) 承認の適否**

令和元年11月19日付け20191113統第2号により経済産業大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「商業動態統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

**(2) 理由等**

**ア 報告者数と母集団情報の変更について**

本申請では、令和元年6月の統計委員会からの諮問第129号の答申を踏まえ、令和2年3月分以降の調査における報告者数及び母集団情報について、表1のとおり、変更することを計画している。

**表1 報告者数の見直し**

項目		現行計画	変更（案）
報告者 の数	全体	約 20,000 事業所・企業	約 25,000 事業所・企業
	甲調査	約 800 事業所	約 900 事業所
	乙調査	約 14,300 事業所	約 18,400 事業所
	丙調査	約 5,100 事業所	約 6,000 事業所
	丁調査	約 150 企業	約 150 企業
母集団情報		商業統計調査	経済センサス - 活動調査

（注）母集団名簿に掲載された企業、事業所について、甲調査、丙調査、丁調査は全数選定、乙調査は、無作為抽出で選定している。

これらの変更については、最新の母集団情報を使用するとともに、郵送・オンライン調査への変更も加味した上で、結果精度の確保に必要な報告者数としていることから、適切と考える。

**イ POSデータ等を用いた報告の追加**

本申請では、報告義務者からの報告の方法について、従来の方法に加えて、家電大型専門店を有する企業のPOSデータ等の情報等を取り扱う事業者が、当該情報等を丁2調査票で報告を求める事項に組み替えた上で、提出することを可とする等の変更を計画している。

これらについては、報告義務者が保有する情報を活用することで報告者負担の軽減に資することから、適当と考える。

なお、POSデータ等から調査票情報に組み替えた結果が報告義務者の回答すべき内容となっているかどうかの確認作業については、組替集計作業の見直しを行った際等適時実施することが必要である。

## 2 統計委員会諮問第129号の答申（令和元年6月27日付け統計委第4号）における「今後の課題」への対応状況等について

本調査については、前回答申において、表2のとおり、検討課題が指摘されている。

表2 前回答申における「今後の課題」について

<p>(1) 調査方法の変更による影響の分析・検証 本調査の調査結果は、幅広く利活用されていることから、安定的な結果精度の確保が重要である。 このため、今回の民間事業者の活用拡大や、調査員調査から郵送・オンライン調査に統一することによる実査及び調査結果への影響等について、特に小規模事業所を中心に分析・検証を実施し、その結果を統計委員会に事後的に報告するとともに、必要に応じて、委託業務内容等の改善に活用すること。 また、調査区調査が廃止される中、下記(4)に指摘するとおり、事業所母集団データベースの活用等による新設・廃業事業所の把握方法についても検討すること。</p> <p>(2) 調査対象の範囲の変更に関する検証・検討 今後の調査対象の範囲の変更に向けた検討においては、今回の審議結果や利活用ニーズを踏まえ、学識経験者等の知見も活用しつつ、以下の点について検証・検討すること。 ① 調査対象の範囲を変更した場合の商業全体の推計方法については、本調査の役割や利活用ニーズを整理した上で、特に、除外部分の推計に用いる階層設定の在り方、廃業事業所の推計への反映について、幅広い時期のデータを使用して、統計的な検証・検討を行うこと。 ② 調査対象の範囲の変更に当たっては、従業者数以外の基準を用いた階層の設定の可能性や除外の範囲を業種別に設定することの可否を含め、改めて幅広く検証・検討すること。</p> <p>(3) 報告者数の再計算 令和2年(2020年)3月分調査以降の報告者数については、調査対象の範囲を従来どおりとした上で、平成28年経済センサス-活動調査を母集団情報として、郵送・オンライン調査への変更も加味した標本設計に見直して再計算し、令和2年(2020年)3月分調査の調査開始までに再度申請すること。</p> <p>(4) 母集団情報の整備に向けた検討 本調査がこれまで母集団情報として用いていた商業統計調査が中止されたことや調査員調査の廃止により新規事業所の把握が困難となることに伴い、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査、行政記録情報等から商業の実態を適切に把握できるような調査対象名簿の整備方法について検討すること。特に、事業所母集団データベースの年次フレームは、より早期に基礎的な名簿情報の把握が可能なることから、その活用による新設、廃業事業所の把握を中心に検証・検討すること</p> <p>(5) 公表の早期化に向けた検討 本調査については、今回、甲及び乙調査の調査方法を変更し、郵送・オンライン調査に一本化されることから、その実施状況や報告者負担も踏まえ、結果精度を確保しつつ、公表の早期化や調査業務の効率化を目指す観点から、調査票の提出期日の在り方を検討すること。</p>
--

このうち、「(3) 報告者数の再計算」については、上記1のとおり、対応は適当である。

一方、残りの今後の課題については、令和2年3月分調査以降に実施する新たな調査計画に基づく本調査の実施後に検討が必要なことから、引き続き、今後の課題として検討が必要であることを指摘する。

以上

## 第94回サービス統計・企業統計部会議事概要

1 日 時 令和元年12月9日（月）9:26～10:50

2 場 所 総務省第2庁舎7階中会議室

3 出席者

【委員】

椿 広計（部会長）、野呂 順一

【臨時委員】

成田 礼子

【審議協力者】

財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、埼玉県

【調査実施者】

経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室 倉田室長ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：櫻川室長、鈴木次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：上田参事官、宮内国際統計企画官ほか

4 議 題 商業動態統計調査の変更について

5 概 要

○ 審査メモに沿って、「報告者数と母集団名簿の変更」、「POSデータ等を用いた報告の追加」等について、審議が行われた。

その結果、変更計画については、本年6月の統計委員会の答申を踏まえたものであり、概ね適当とされた。

○ また、本年6月の統計委員会の答申にある「今後の課題」の対応状況について確認が行われ、検討が終わっていない事項については引き続き検討を求めることとされた。

○ その後、答申（案）の方向性について、椿部会長から取りまとめ方針の説明があり、部会として了承された。なお、今後、答申（案）は、書面決議により取りまとめた上で、12月開催の統計委員会に報告することとされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）報告者について

① 報告者数と母集団名簿の変更について

・ 前回答申時の部会審議の結果、小規模事業所の裾切りを見送ったが、今後、検

討の結果、小規模事業所の結果への影響が軽微であれば、統計リソースの観点から小規模事業所の裾切りの導入を再度検討することはあるのか。

また、母集団情報を「経済センサス-活動調査」に変更することにより、調査結果にギャップが生じた場合の処理の方法はどうするのか。

さらに、商業統計調査が経済構造実態調査に吸収されたことにより、本調査の母集団名簿の整備方法はどうなるのか。

⇒ ご指摘の点は、本年6月の統計委員会の答申において、「今後の課題」として指摘されており、引き続き検証してまいりたい。

また、調査結果のギャップの取扱いについては、本調査は前月値を調査結果の伸び率を基に比推定しているため、ギャップは生じないものと考えている。

さらに、経済構造実態調査の活用については、現時点では同調査が調査を開始したばかりのため、事業所母集団データベースを用いた名簿の更新等の方法を検討しているものの、今後、商業動態統計調査のあり方と併せて検討して参りたい。

- ・ 事業所母集団データベースの年次フレームの活用は、本調査だけでなく統計調査全体の課題であるが、事業所・企業系の統計調査では、事業所母集団データベースを共通の母集団情報として用いることで母集団情報が異なることによるデータの違が出ないようにすることが重要と考える。

また、調査結果のギャップがないとの説明については、調査結果の実数を見れば差が出るのではないか。

⇒ リンク係数を用いて新旧の接続を行うこととしている。

- ・ リンク係数を用いた断層処理の方法について、一般ユーザーに一層わかりやすく説明いただきたい。
- ・ 今後、調査方法が郵送・オンライン調査に変わる等大きな変更があるので、常に、実態のデータをみながら、調査方法を検証していくことが必要と考える。

一方で、今回の申請は、前回の統計委員会における審議を踏まえて、母集団名簿の変更と調査対象業種の中での特性値の変化により、報告者数が変動したものと考えられることから、特に技術的な問題がなければ、部会として了としたい。

## ② POSデータ等を用いた報告の追加

- ・ 報告義務者から提出されたPOSデータを民間事業者において組替作業を行う際のチェックについて、初回のみ実施するとの説明であったが、今後、システムのバグやデータのトラブル等により、組替集計作業の過程が変わる可能性がある。今回、初回のみでよいとした理由として何があるか。

⇒ システム上のチェックについては、初回は必ず行うこととしているが、ご指摘の点についても、必要に応じて対応して参りたい。

- ・ このようなシステムであれば、本来、毎回、総販売額の金額等何らかの形で、民間事業者と報告義務者との間において、正確性を確認することが望ましいので

はないか。

⇒ 適宜、プロセスを含めて確認して参りたい。

- ・ 丁2調査の母集団情報は経済センサス - 活動調査から取得するとされているが、仮に、POSデータと経済センサス - 活動調査との間で、事業所等の不一致が生じた場合はどうするか。

また、経済産業省が疑義照会をする相手は、報告義務者か、それとも経済産業省が組替集計作業を委託する民間事業者か。

⇒ 今までも新店があればその都度、反映した形で報告を求めており、POSデータ側に合わせる。また、疑義照会は組替集計を行った民間事業者に行うことを想定している。なお、組替集計結果については報告義務者にも適宜フィードバックする。

- ・ 今後、POSデータの活用を他の業種に拡大する見込みはあるか。

⇒ 今回のような取組を行うには、POSデータを取り扱っていて専門的な知識も有するプラットフォーマーが必要だが、かつて検討した際は、業種全体を網羅的に把握しているプラットフォーマーがなかったため、他業種への展開については今後の課題である。

- ・ 総務省においてもビッグデータの活用は検討されており、府省横断で検討していくことは重要と考える。まずは、プラットフォーマーが統一されているところから手法を検討していき、他の統計調査を含めて使える情報を模索するということになるのではないか。今回の取組については、これからの統計のあり方、調査のやり方を変える重要なプロジェクトの第一歩として、進めていくことは適当としてよいか。

- ・ 今後、報告義務が、報告者である企業に課されるのか、組替作業をするプラットフォーマーに課されるか等も検討が必要ではないか。
- ・ その点は、プラットフォーマーと連携しながら、次の一手が描ければよいのではないかと考える。

## (2) その他の変更事項

- ・ 変更計画で了としたい。

## (3) 前回諮問時の今後の課題への対応状況

- ・ 「(3) 報告者数の再計算」については適当と整理したい。残りの事項については、引き続き、今後の課題として調査実施者にご検討いただくこととしたい。

## (4) 答申の取りまとめについて

- ・ 変更計画については適当と整理し、部会における委員の意見を含め、適宜、答申(案)に含めることとしたい。
- ・ 丁2調査の調査事項の商品分類について、今回のPOSデータの活用を契機に見

直す予定はあるか。また、コンビニエンスストアを対象とした丁1調査の商品分類についても、大括りになっているが変更の予定はあるのか。

⇒ システムの変更や報告義務者との調整等を要することから、現時点では、見直す予定はない。

- ・ これまで統計調査においては、報告者負担の軽減の観点から調査項目を縮減する傾向にあったが、POSデータの活用等が進めば、将来的には、もう少し生活実態を踏まえた形で見直しを検討することが考えられる。これについては、本調査だけでなく、他の統計調査も同様の課題を抱えているものと認識している。

## 6 その他

答申の方向性について、一定の整理がなされたことから、今後は、答申（案）について、メールを活用して審議を行い、最終的には部会での書面決議の上、令和元年12月の統計委員会に、本日の審議概要と合わせ報告することとされた。

以 上

第95回サービス統計・企業統計部会議事結果

1 日 付 令和元年12月16日（月）

2 議決参加者

【委 員】

椿 広計（部会長）、野呂 順一

【臨時委員】

成田 礼子

3 議 題 商業動態統計調査の変更について

4 概 要

○ 令和元年12月9日（月）に開催された第94回サービス統計・企業統計部会において、諮問第134号「商業動態統計調査の変更について（諮問）」の審議を行ったところ、審議がおおむね終了し、本部会に所属する委員において答申（案）の方向性について、事実上の合意がなされた。

これを受けて、統計委員会運営規則第7条第2項の規定に基づき、部会長作成の答申（案）について書面による議事を行ったところ、全ての所属委員から賛同が得られたことから、この答申（案）について、本部会で議決されたものとして扱い、第144回統計委員会に報告することとされた。

以上